

環境・化学プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項

平成31年 1月25日制定

（趣 旨）

第1 この要項は、神戸大学学院理学研究科規則第25条の3に規定する環境・化学プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（プログラムコースの開設とその調整）

第2 プログラムコースは、理学研究科及び人間発達環境学研究科（以下「当該研究科」という。）の協議によって精選した魅力的な授業科目を選定し、これをプログラム化するものとする。なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

（履修要件等）

第3 プログラムコースは学生の希望により履修するもので、履修要件及び開設授業科目等は別に定める。

なお、プログラムコースの修得単位数がコースの修了に必要な単位数に満たない者の、当該プログラムコースで修得した人間発達環境学研究科の単位は、理学研究科規則に定めるところにより修了要件の単位数に算入することができる。

（履修申請等）

第4 履修申請等は、次のとおりとする。

（1）履修対象学生

博士課程前期課程化学専攻の学生

（2）履修定員

履修者の定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整することがある。

（3）履修申請方法

プログラムコースを履修しようとする者は、「環境・化学プログラム教育コース履修申請書」を理学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

（修了認定証の授与）

第5 プログラムコース修了の判定は、理学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

（雑則）

第6 この要項に定めるもののほか、プログラムコースの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、理学研究科教務会の議を経て定める。

2 この要項に必要な事務は、理学研究科教務学生係が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

環境・化学プログラム教育コース履修要件等について